⑷　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を使用する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に使用する状態で測定を行う。複数の組合せがある場合は、全ての組合せにおいて測定を行う。

⑸　陸上移動局対向（下り）及び基地局対向（上り）に対して、全試験項目について測定を行う。ただし、八の項の試験項目は、再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局のみに適用する。

４　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定を行う。

５　試験信号入力レベル

⑴　試験機器への試験信号の入力レベル（以下この表において「規定の入力レベル」という。）は、次のとおりとする。ただし、各試験項目で規定の入力レベルを指定している場合は、その試験項目の指定による。

ア　最大利得状態で最大出力を生成するレベル

イ　アの入力レベルから10dB増加させたレベル

ウ　各試験項目において試験結果が最悪となるレベル

なお、過入力に対して送信を停止する機能がある場合は、送信を停止する直前のレベルとする。

⑵　⑴に規定する規定の入力レベルにかかわらず、別表第八十五の一の項に規定する規定の入力レベルを用いることができる。

６　試験条件

試験機器への試験信号入力は、無変調の連続波及び携帯無線通信で使用する変調方式及びサブキャリア間隔等の組合せで決定される全ての信号とする。

７　試験設備の条件等

⑴　測定器は較正されたものを使用する。

⑵　スペクトル分析器は掃引方式デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の条件等」に合致するものに限る。

⑶　スペクトル分析器の分解能帯域幅を参照帯域幅に設定した場合に、搬送波近傍において搬送波の影響を受けるときは、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値で測定を行い、得られた結果を参照帯域幅内に渡って積分して算出することができる。

⑷　スペクトル分析器の分解能帯域幅を参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値で測定を行い、得られた結果を参照帯域幅内に渡って積分して算出することができる。

⑸　帯域幅内の電力総和は、次に示すとおり算出する。

ア　帯域幅内の全データをコンピュータの配列変数に取り込む。

イ　取り込んだ全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

ウ　次式により、真数に変換した値を用いて電力総和（P_s）を算出する。

$$P_S = \left(\sum_{i=1}^{n} E_i\right) \times \frac{S_w}{RBW \times k \times n}$$

P_s：帯域幅内の電力総和（W）

E_i：１データ点の測定値（W）

S_w：帯域幅（MHz）